



米沢市報道資料

令和8年7月10日

建築住宅課空き家対策担当

電話 22-5111(内線 4855)

空家等の対策に関する連携協定事業により所有者
不在の空き家の解体に向けた家財処分を行います。

本市では、令和7年3月26日に空家等の対策に関して、株式会社福副様並びに中央清掃有限会社様と連携協定を締結しております。今年度の協定事業として、所有者不在の空き家の家財処分を下記のとおり行いますのでご案内いたします。なお、本事業により家財処分を行った後に、株式会社横山興業様と米沢市で締結している連携協定（令和6年11月19日）により、当該空き家の解体が行われます。（解体の日程は未定）

記

1 家財処分予定期間

令和8年7月15日（水）から令和8年7月16日（木）

2 場所

米沢市六郷町西藤泉地内

3 協定事業におけるそれぞれの役割

株式会社福副：家財の仕分け、再利用による処理（社会貢献事業/無償）

中央清掃有限会社：廃棄物の収集運搬処分（社会貢献事業/無償）

株式会社横山興業：空き家の解体（社会貢献事業/無償）

米沢市：所有者不在の空き家を管理する相続財産清算人等の申し立て、
廃棄物処分費用の減免